

# デジタルツール活用促進補助金を御活用ください

## デジタルツール活用促進補助金の概要

### 1 目的

デジタル化・オンライン化に対応した販売力・商談力を強化する県内事業者を支援し、海外へのより一層の県産品の販路拡大を図ることを目的とした事業です。

### 2 交付対象者

鹿児島県産品の輸出に取り組む県内事業者

### 3 補助率等

補助率は対象経費の2分の1以内です。（上限50万円）

対象経費は以下のとおりです。

県内事業者が海外への販売力・商談力の強化を図るために実施するデジタル化・オンライン化に対応した新たな取組に要する経費。

(1)販路開拓・拡大につながる取組

ECサイト出店に係る経費，自社ホームページ・ECの多言語化改修費，販促用PR動画等作成費，WEBカタログ作成費

(2)商品改良・磨き上げにつながる取組

商品パッケージデザイン改良費

(3)人材育成につながる取組

研修会参加，開催に係る経費（受講料，旅費，講師派遣（謝金，旅費等），会場使用料）

交付額については，審査の結果，申請額と異なる場合があります。

### 4 事業対象期間

交付決定日から令和6年2月29日(木曜日)

### 5 募集期間

令和5年6月30日(金曜日)から令和5年11月末（予定）

予算の執行状況によっては，上記期間に関わらず募集を打ち切ることがあります。

### 6 実施要綱等

[デジタルツール活用促進補助金交付要綱（案）（PDF：93KB）](#)

[デジタルツール活用促進補助金実施要領（案）（PDF：94KB）](#)

## 7 申請書類

[交付申請書（別記第1号様式）（WORD：30KB）](#)

[事業計画書（別記第2号様式）（WORD：38KB）](#)

[収支予算書（別記第3号様式）（WORD：41KB）](#)

添付資料

- 県税の納税証明書（県税について未納のないことの証明）
- 必要に応じて経費積算の根拠書類（見積書，カタログ等）
- その他知事が必要と認める書類

## 8 応募方法

申請書類一式を下記アドレスに電子メールで提出してください。

鹿児島県販路拡大・輸出促進課貿易振興係  
E-mail:boueki@pref.kagoshima.lg.jp

### よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

### このページに関するお問い合わせ

商工労働水産部販路拡大・輸出促進課  
電話番号：0992863053

鹿児島県 法人番号：8000020460001

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

代表電話番号：099-286-2111